

平成 31(2019)年 3 月 22 日

国土交通省東京航空局
安全管理官 水溜 雅道 様

株式会社フジドリームエアラインズ
社長・安全統括管理者 三輪 徳泰

**運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制に係わる
嚴重注意に対する分析結果および再発防止策について(報告)**

平成 31 年 3 月 8 日付「運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について(嚴重注意)」(東空安第 14 号)にて指示がありました本事案の発生原因の分析結果及び必要な再発防止策について、下記のとおり報告させていただきます。

弊社といたしましては、今回の行政指導を厳粛に受けとめ、二度とこのような事態を発生させることがないよう、全社を挙げて飲酒対策の強化に取り組み、信頼回復に努めて参ります。

記

1. 運航乗務員の不適切な行為について

(1) 不具合発生の経緯

- (a) 305 便の副操縦士は、2019 年 2 月 1 日午前 9 時 45 分頃に名古屋小牧空港にある会社オフィスに出勤し、メールボックスの確認や前月の勤務記録の印刷、さらには、運航技術グループ担当者と飛行データの確認など、当日の飛行とは直接関係のない業務を実施した。
- (b) 副操縦士はその後、10 時 45 分頃に航務カウンターに出頭して、セルフブリーフィングを行った後、ひとりで機側に移動した。本来であれば、この間に実施すべきアルコール検査および技能証明等の携帯状況の確認の記録を副操縦士は失念した。
- (c) 副操縦士は、機内で機長と飛行前ブリーフィングを実施し、機長から健康状態について尋ねられたが、問題ない旨回答した。この時、機長は、副操縦士のアルコール検査の実施について確認する必要があるが、これを怠ったため、両者とも、副操縦士のアルコール検査漏れに気づかなかった。
- (d) 副操縦士は、305 便の運航が終了し、福岡市内のホテルに到着後、運航乗員部長から連絡を受け、乗務前のアルコール検査および技能証明等の携帯状況の確認の記録を失念したことに気づいた。

(2) 副操縦士が乗務前のアルコール検査および技能証明等の携帯状況の確認の記録を失念した件に関する分析

- (a) 副操縦士は、勤務記録の印刷や飛行データの確認等の他の業務に気を取られ、この間に、アルコール検査および技能証明等の携帯状況の確認の記録は終わったものと思い込んでしまった可能性がある。

- (b) 通常であれば、出頭後機側まで機長と一緒に行動するため、アルコール検査および技能証明等の携帯状況の確認の記録も相互確認されるが、当日は、運航イレギュラーにより、名古屋小牧空港では副操縦士のみでの交代となったため、オフィスにおける相互確認の機会がなかった。
- (c) イレギュラー等で乗務割が変更になり、運航乗務員が 2 名一緒にアルコール検査を受けられない場合における乗務前の相互確認については、LOG/OG(注)に記載されていたが、周知方法(媒体)が不十分で、遵守しなければならない手順が、参考情報である LOG/OG に記載されていたため、十分に周知されているとは言えない状態になり、相互確認の実施について想起させるには至らなかった。

(注) Line Operations Guide(ライン運航ガイド)および Operations Guide(運航ガイド)の略。運航乗務員が運航に際して参考になる情報を取りまとめて提供しているもの。LOG は主として路線訓練を始める訓練生用にまとめたもの。

- (d) 当時のアルコール検査および技能証明等の携帯状況の確認の記録は、運航乗務員主導で実施されており、第三者が主体的に確認する体制となっていなかったため、アルコール検査および技能証明等の携帯状況の確認の記録を失念したことに誰も気づかなかった。
- (e) 当該副操縦士は、ほとんど飲酒習慣がないため、アルコール検査の重要性についての周知文書や意識啓発教育の内容が十分に伝わらず、そのことが今回の失念につながった可能性がある。

(3) 機長が副操縦士の乗務前のアルコール検査および技能証明等の携帯状況の確認について相互確認を失念した件に関する分析

- (a) 機長は、イレギュラー等で乗務割が変更になり、運航乗務員が 2 名一緒にアルコール検査を受けられない場合における乗務前の相互確認(LOG/OG)の内容については認識していたものの、アルコール検査の実施までは考えが及ばなかった。1.(2)(c)項同様、LOG/OG による周知方法に課題がある。
- (b) 運航乗員部長は、本件発生時、副操縦士のアルコール検査漏れの方に意識が集中し、相互確認に係る LOG/OG の記載について十分な認識に至らなかったため、2 月 3 日の乗務終了後に実施した聴き取りの際に、機長の健全性について問題認識し、乗務停止にするまで、計 7 便飛行させてしまった。本件についても、1.(2)(c)項同様、LOG/OG による周知方法(遵守しなければならない手順を参考情報である LOG/OG で周知したこと)に課題がある。
- (c) なお、技能証明等の携帯状況の確認について、LOG は、地上運航従事者による第三者確認までは想定しているが、地上運航従事者による第三者確認が漏れる事態を想定し、操縦室における相互確認までは求めていなかった。また、第三者が実施できる確認は携帯していることだけであり、技能証明等の有効性(有効期限等)までは確認できないが、そうした確認手順も明確になっていなかった。

(4) 問題点

- (a) アルコール検査の実施が運航乗務員主導になっており、第三者の立会いを求めているものの、運航乗務員自身がアルコール検査の実施を失念する場合を想定したしくみになっていなかった。
- (b) 技能証明等の携帯状況の確認についても、運航乗務員による相互確認を求めており、相互確認ができない場合には、地上運航従事者等による第三者確認を求めているが、同様に運航乗務員主導であり、ヒューマンエラーによる実施漏れを想定したしくみになっていなかった。
- (c) イレギュラー等で乗務割が変更になり、運航乗務員が 2 名一緒に行動できない場合のアルコール検査の相互確認については、参考情報の位置付けにある LOG/OG による周知では不十分であり、周知方法(媒体)を見直し、より確実に実施される周知媒体を使用して改めて周知徹底を図る必要がある。

- (d) 技能証明等の携帯状況の確認についても、地上運航従事者等による第三者確認が漏れる事態が想定されるため、操縦室における相互確認の必要性について検討する余地がある。また、第三者による確認や操縦室における確認の手順も明確にする必要がある。
- (e) 飲酒習慣のない乗員は、アルコール検査に対する意識が希薄になる可能性があるため、飲酒のリスクよりも、アルコール検査の必要性に重点を置いた意識啓発が重要であると考えられるが、現在実施している意識啓発教育や周知文書は、飲酒のリスクに重点を置いた内容になっている。
- (5) 再発防止策
- (a) 乗務前のアルコール検査および技能証明等の携帯状況の確認について、乗務管理グループの担当者が、リスト（クレーオーダーのデータ）に基づいて、運航乗務員出頭時に、運航乗務員からの要請の有無に拘わらず、主体的に確認する手順とした（2019年2月3日より開始済）。この確認については、2019年3月4日以降、専任担当者（3名）を乗務管理グループに配置して実施中。【1.(4)(a)項および1.(4)(b)項に対する対策】
- (b) 今後、アルコール検査をシステム化（不正行為ができない検査システムの採用を含む）したりすることで、アルコール検査および技能証明等の携帯状況の確認が未実施の状態でも乗務できないような仕組みの構築を検討する（2019年度）。【1.(4)(a)項および1.(4)(b)項に対する恒久対策】
- (c) イレギュラー等で乗務割が変更になり、運航乗務員が2名一緒に行動できない場合のアルコール検査および技能証明等の携帯状況の相互確認について、LOG/OGの内容を、運航部門長通達 18-022「乗務時の運航乗務員アルコール検査等についての手順再確認のお願い」（2019年2月15日付け）に整理して再周知した。【1.(4)(c)項および1.(4)(d)項に対する対策】
- (d) 以下の周知文書を発行し、本件事例について紹介するとともに、飲酒習慣のない運航乗務員に対して、アルコール検査の重要性について強調した。【1.(4)(e)項に対する対策】
- ・ 運航乗員部長からの電子メール「S/U時のアルコール検査の確実な実施について」（2019年2月1日付け）
 - ・ 安全推進室長通達 18-009「アルコール検査の確実な実施について」（2019年2月3日付）
 - ・ 社長メッセージ「当社運航乗務員のアルコール検査未実施事例の発生を受けて」（2019年2月5日付）
- (e) アルコールに係る意識啓発教育の内容を見直し、今回の事例を事例紹介として追加するとともに、飲酒習慣のない乗員（今後検査対象が拡大すれば都度追加）への注意喚起として、アルコール検査の重要性について強調した内容とする（2019年4月以降実施の安全教育から反映予定。それまでの間は、現在実施中のEラーニング（コンピュータによる自習）に加えて、1.(5)(e)項の注意喚起文書で補足説明する。【1.(4)(e)項に対する対策】

2. 立入検査で判明した不十分な安全管理体制について

- (1) 社内通達によりアルコール検査の実施指示が行われているが周知等の効果や検査手順の検証が十分ではなく、運航乗務員、地上係員等に対する周知及び会社の管理体制が不十分である。

- (a) 分析
- ・ 当社事例が発生するまでの他社事例の社内周知に関しては、乗務前のアルコール検査で酒気帯びが発見されるリスクを前提としており、ヒューマンエラーでアルコール検査を失念する事態についてのリスク認識が不十分であったため、他社で発生したアルコール検査失念事例についての事例紹介が、十分に実施されていなかった（運航乗務員が乗務前のアルコール検査を実施しないで乗務した事例が発生したという情報提供のみで、経緯や原因に係

る情報は含まれていなかった)。

- ・ また、このため、当社におけるアルコール検査体制において同様の検査漏れが発生しないか、手順の検証や対策の検討が十分に実施されていなかった。
- ・ 国交省の有識者検討会への対応や、新型アルコール検知器(ストロー式)の導入および遠隔確認手順の技術的検討などといった実務的な問題解決にリソースを割かれたこと、当社は、アルコール検知器を使用した乗務前のアルコール検査を就航当時から実施しており、検査体制に特段の問題がなかったことも、アルコール検査体制の検証が十分に実施されなかったことに関係していると考ええる。

(b) 対策

- ・ アルコール検査漏れ対策については、第1項参照。基本的には、1.(5)(a)項に記載する第三者側からの確認手順の確立により、万一運航乗務員がアルコール検査を失念していても、実施漏れを発見し、実施する Safety Net を構築したことで、同種事例の再発は防止できると判断する。
- ・ この仕組みを更に堅固なものにするために、客室乗務員と乗務開始前のブリーフィングを実施する際に、「アルコール検査は終わっていますか」等の具体的な確認会話を励行するよう指示した。
- ・ 新たなアルコール検査体制が定着し、有効に機能していることを確認するため、以下のような施策を実施する。
 - － 今般のアルコール検査漏れ事案の再発防止策のフォローを含めて、航空従事者の飲酒問題対策については、対策一覧表を作成し、月例のオペレーション安全部会において進捗管理を行う(2019年度安全重点施策方針)。
 - － 運航乗務員のアルコール検査については、2019年3月18日に正式運用前の準備状況の確認を安全推進室による随時監査として実施する。
 - － 2019年度安全監査計画に、アルコール検査体制の定着状況の確認を重点項目として設定し、確認を行う(2019年度安全監査計画)。
 - － 運航乗員部でも、ラインコンサルティング(「運航乗務員品質向上プログラム実施要領」に基づく)によるアルコール検査の定着度確認を計画する。

(2) 乗員に実施を求める事項の規定への反映が十分に行えていない。

(a) 分析

- ・ 運航乗務員のアルコール検査基準や検査手順については、国交省の有識者検討会において検討されていたこともあり、今後更なる修正の可能性も考えられることから、社内規定への反映は後回しにしていた。
- ・ また、運航乗務員による相互確認に係る LOG/OG の記載については、LOG/OG の位置付けがあいまいなこともあり、適切な周知媒体になっていなかった(遵守しなければならない手順を参考情報である LOG/OG で周知したこと)。

(b) 対策

- ・ 運航乗務員のアルコール検査に係る基準・手順については、Operations Manual(OM)には基準および基本的な手順を示し、具体的な手順については、運航部門通達に一本化を図って、周知徹底する。
- ・ 具体的には、従来 LOG/OG に記載されていた、一人 Show Up 時の相互確認に係る手順を運航部門長通達 18-022「乗務時の運航乗務員アルコール検査等についての手順再確認のお願い」(2019年2月15日付け)に

整理して再周知した。

- ・ アルコール検査や技能証明等の携帯状況の相互確認のように、遵守しなければならない手順が、参考情報である LOG/OG に記載されているものがないか、LOG/OG を検証し、必要により、適切な規定や情報周知媒体に移す(完了予定:2019 年 6 月 30 日)。

(3) 運航関係部門の幹部において、安全管理規程の内容についての認識が十分でない。

(a) 分析

- ・ 当社の安全管理に係わる教育訓練は、一般社員を対象とした安全啓発教育と各部門における安全管理体制の構築・改善の取り組みに直接従事する要員(安全担当者)を対象とした安全担当者教育の二本立てとなっており、各々初任教育と定期教育があり、この中で安全管理規程についても言及しているが、部長等の幹部社員を対象とした専門的な教育は実施されていない。

(b) 対策

- ・ 部長職以上を対象とした安全管理規程教育を実施し、安全に係る組織判断が適切に実施されるようにする。当該教育については、安全管理実施要領第 3 章を改定し、以下の内容を反映する。

種類	内容	実施時期	時間	方法
初任教育	安全管理規程の内容および根拠法令等に係わる知識	人事発令後できるだけ早い時期に	60 分	対面
リカレント(初任)定期	安全管理規程の内容(復習)および最近の改定内容等のトピックス	毎年度 1 回	30 分	Eラーニングによる自習

(注) リカレント教育については、安全担当者リカレント教育に含めて実施できるものとする。

- ・ 現時点で部長職以上の者に対して、次回部長会の席(4月3日開催予定)で、臨時の安全管理規程教育を実施する。

(4) 会社自らが問題点を見つけ、実効性のある再発防止、改善の取り組みが十分に行われていなかった。

(a) 分析

- ・ 当社で発生したイレギュラー事象等(安全推進室が日常監視でピックアップした事象を含む)に対しては、安全管理実施要領 2-6 イレギュラー事象発生時の対応方針に基づき、毎月開催されているオペレーション安全部会にて審議し、安全推進室がフォローが必要と判断した事象については、「イレギュラー事象等リスト」に記載の上、再発防止策の検討、実施および効果の確認状況までフォローしている。
- ・ しかしながら、今回のアルコール検査漏れ事案においては、2.(1)(a)項記載のように、他社で発生したアルコール検査失念事例に基づくリスク認識が不十分であり、他社事例の事例紹介や、当社におけるアルコール検査体制に

において同様の検査漏れが発生しないか、手順の検証や対策の検討が十分に実施されていれば、未然防止につながった可能性がある。

- ・ 他社事例も含めて、飲酒問題対策の進捗状況については、2018年11月以降、安全推進委員会やオペレーション安全部会の議題として付議し、当社における対応について議論を重ねていたが、上記の視点での対応の必要性については、残念ながらピックアップし、実践するには至らなかった。
- ・ 飲酒問題については、安全推進室が中心となって対応する旨、方向性は確認されていたが、安全管理規程上の整理もなく、責任の所在については明確になっていなかった。

(b) 対策

- ・ 今回の件を踏まえ、イレギュラー事象等に対する再発防止策については、随時監査を機動的に実施し、定着状況や効果確認を行うものとし、特に今回のアルコール検査漏れ事案については、新たなアルコール検査体制が定着し、有効に機能していることを確認するため、2.(1)(b)項記載のように、安全監査(定例監査および随時監査)や運航乗員部におけるラインコンサルティング等の施策を実施する。
- ・ 航空局指針「安全管理システムの構築に係る一般指針(平成31年1月31日一部改正)」に基づいて安全管理規程を改定し、安全統括管理者の責務として、社内の飲酒対策を総括管理すること、および、アルコール教育やアルコール検査等飲酒対策を含む安全施策・安全投資の決定などの安全に関する重要な経営判断に直接関与することなどを追記し、飲酒問題対策全般に対する会社の責任体制を明確にする。

以上